

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號六第 卷三十三第

行發日一月二十年六和昭

論叢

家屋稅移管問題 法學博士 神戶 正雄
景氣變動と前進變動 文學博士 高田 保馬

時論

稅制整理を論ず 經濟學博士 汐見 三郎

研究

米穀の生産費に關する一考察 經濟學士 八木 芳之助
指數吟味の基準 經濟學士 蜷 川 虎三
清算市場取引の二形式に就いて 經濟學士 今 西 庄次郎
十九世紀末の國際農業恐慌 經濟學士 靜 田 均
獨逸大銀行と中小工業金融 經濟學士 楠 見 一 正

說苑

再び育子教諭書について 經濟學博士 本 庄 榮治郎
景氣變動の型より見たるドイツの失業 經濟學士 松 岡 孝兒
中世の都市財政 經濟學士 大 谷 政 敬

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第三十三卷總目錄

(禁 轉 載)

時

論

税制整理を論ず

沙 見 三 郎

第一、問題の變遷

政友會内閣の税制整理は地租と營業收益税とを國家より地方團體に委譲する事に基調を置いてゐたのであつたが、民政黨内閣に至り、此の方針を變更し全く異なる財政々策を採用する事となつた。

民政黨内閣の税制整理の第一は減税政策であつた。即ち昭和五年度の追加豫算に於ては、義務教育費國庫負擔金を一千萬圓増額する事により、地方税に於て實質的減税をなしたのである。更に倫敦條約による軍縮餘剩財源に基づき、直接税としては地租と營業收益税とに於て税率を減じ、間接税としては砂糖消費税と織物消費税とに於て減税をなしたのが、昭和六年度以來の國税の減税である。民政黨内閣は減税をなすと共に減債をも志すに至つたのである。新規公債を募集せざ

るのみか獨逸から受取る賠償金をも減債基金の中に繰入れる事として、起債と償還との兩方面に於て公債現在高を減する事に努めたのである。減債と減税との二つを併せ行ふと云ふのが、民政黨内閣の最初の財政方針であつた。

然し此の財政々策は永くは續かなかつた。經費の節約が豫期通りに行はれざると共に収入が見積り通りに入つて來ない事によつて、賠償金を減債基金に繰入れるのを一時中止すると共に、例外的に公債を募集したのである。従つて第二次の税制整理なるものは、租税負擔金額を全體としては同一に据置いて、寧ろ租税負擔の公平を期すると云ふ點に重きを置き立案せられたのである。是れ第一次の税制整理が減税を目標としたのに對し、第二次の税制整理が公平負擔を目標とした所以である。民政黨内閣が三大整理の一として昭和七年度より行はんとする税制整理は、實に租税負擔の公平が中心題目をなしてゐたのである。

税制整理の問題は、其れ自身を單獨に切り離して論ずる事が出來ない。物價が落潮をたどつてゐる今日では、租税の自然減收は免れ難い現象であるから、行政整理と財政整理とが好都合に運んでこそ初めて、増税を伴はず専ら負擔の公平を期する所の税制整理が出來得るのである。然るに、之に對し二つの障害が生じたのである。其の障害の第一は經費の方面に於けるものであつて、行政整理と財政整理とが豫想通りに遂行せられざると共に、滿洲事變により幾何かの新規經費を支出せねばならなくなつたのである。第二は收入の方面であつて、物價下落に伴ふ自然減收を考へる外に時局關係に基づく減收をも見込まねばならなくなつたのである。是に於て、明年度豫算

の編成は非常なる難關に逢着する事となつたのである。非募債主義は之を棄てねばならぬかも知れぬ、否な新規公債を募集するに止まらず更に増税せねばならぬかも知れない、而も其の募債と増税との程度が確然と見透しがつかない譯である。

昭和五年度と昭和六年度との税制整理は減税の問題であつた、昭和七年度の税制整理は最初は負擔の公平から出發したのであるが、今度は増税が考へられる事となつてゐる。是れ最近二箇年半に於ける税制整理問題の變遷である。

第二、社會正義の原則と税制整理

前述の如く昭和七年度に行はるべき税制整理は本來は増税にもあらず、減税にもあらず、租税收入を動かさずして専ら負擔の公平をはからんとするに存してゐたのである。即ち財政原則の實現よりも寧ろ社會正義の原則の徹底を目標としてゐたのであつた。而して此の精神は各方面に之を實現する事が出来るが、我國の租税制度が所得税を主税としてゐる關係から、誰れしも先づ所得税に手を觸れねばならないのである。次に、収益税の中に於て、動産収益税としては資本利子税、不動産収益税としては地租、更に其他に營業収益税が國税となつてゐるのに、不動産収益税の一種たる家屋税のみが地方税となつてゐる事は負擔の公平を保つ所以でない、従つて現行の租税體系を維持する限り、家屋税を國税に加へねばならぬ。第三に、我が國税中の唯一の財産税たる相續税が不完全であるから之を改めねばならぬ。斯くて問題は主として直接税、特に所得税、

家屋税、相續税等を中心として論ぜられたのであつた。而も最も議論の中心となつたのは所得税に就てである。

所得税には第一種、第二種、第三種の區別がある。第三種所得税は綜合課税主義であつて、累進税率を採用し、所得税の普遍性と主觀性とを盛つた所の可なり進歩したる税法である。然し第二種所得税は比例税率を採用し、所得税としては最も幼稚なる源泉課税主義にして、實質上に於ては資本利子税と同様のものである。法人よりの所得については、その六十パーセントのみを第三種所得に綜合してゐるのであつて綜合課税主義と源泉課税主義との折衷が行はれてゐるのである。而して國債の利子は本來は第二種所得として課税せらるべき筈であるが、公債政策上より明治四十二年から所得税を免れてゐるのである。

最初に倫敦條約に基づき軍縮剩餘財源が出来る見込が立つた時に、法人よりの所得を第二種所得と同様に源泉課税に變更せんとの烈しい運動が起つたが、遂に効を奏しなかつた。蓋し社會正義の原則から云へば、綜合課税主義から源泉課税主義に移るは所得税法の逆行たるが故である。然るに今度の税制整理に於ては、第一に國債の利子にも課税する事とし、第二に法人の配當の百パーセントを第三種所得に綜合せんとし、更に第二種所得をも第三種所得税に綜合せんとしたのであつた。

此の所得税の大改正が行はるれば、これだけでも我が租税史上に於ける劃期的なる出來事である。大正九年の寺内内閣がなさんとしてなし能はざりしものを完成する譯である。然しながら、

切迫せる經濟界の情勢は、税制整理の重心を社會正義の原則よりも寧ろ財政原則に向けて來たのである。

第三、財政原則による税制整理

昭和七年度の税制整理を行ふに當り、特に注目すべきは赤字が豫期以上に増加した事と平價切下論をめぐる財界の空氣の險惡なる事との二つである。從て社會正義の原則を税制整理に於て實現せんとしても、此の現實の事情に依り餘程妨げられて來たのである。是れ今回の税制整理が漸次に増税中心の色彩を濃厚ならしめんとする所以である。

増税即ち税率の増加と租税の自然増収とは、一應は之を區別して考へねばならない。財界が好況に向ふ時には、税率を増さなくて否な或る程度に税率を引下げても租税収入が自然に増して行くものである。之に反し、今日の如き財界不況の時には、税率を据置けば益々租税収入を減じ、否な税率を増しても尙ほ租税収入が自然に減じ、焦れば焦る程、益々財政状態が悪化する事も考へられるのである。好景氣には減税が返つて増収を齎す事のあるに反し、不況時には増税と増収とが動もすれば兩立しないものとなる。是れ好景氣の財政が處理し易く、赤字財政の取扱ひ難き所以である。

世界大戦前に比し今日の財政の處理し難き一つの理由として、我が國民經濟が世界經濟に現に加入し居り而も其の日が比較的に淺い事を擧げる事が出来る。中途半端の國際經濟の知識が個人

經濟の目先きの利己心を刺戟し、我が國民の一部は財界又は財政の一顰一笑に基づき或ひは磅につき或は弗にうつらんとしてゐる。即ち財界人の一部は將來の國家生活に關する充分なる認識を缺き、恰も國家非常の際に當り我が貨幣制度を破壊すべき結果となる努力をしてゐるのである。而して此の險惡なる空氣は金輸出再禁止論に於て先づ現はれ更に平價切下論に於て最も徹底的に示されてゐる。故にもし相當徹底したる社會政策的租稅立法を行へば、金輸出再禁止論を煽り更に平價切下論に力を添へる結果となるかも知れないのである。

此の二つの事情よりして、稅制整理をなすに當つても社會正義の原則の實行が妨げられてゐるのである。社會正義の原則による稅制整理の適例は、前述の如く之を所得稅の改正に求める事が出来るが、此の二つの理由により實行が困難である。

第一に國債利子に課稅する問題であるが、赤字を補填する爲めに公債を新規に募集する必要があると、國債利子に新たに所得稅を課する事を見合はさねばならない。思ふに國債利子に課稅する事は原則として稅額の還元額だけ公債の市價を下落せしむるものであるから、新規公債を起し且つ其の手取金を大にする必要に迫られてゐる際には此の問題を徹底的に解決するのは困難である。蓋し今日の公債收入の手取金の方が、將來の國債利子の租稅收入よりも財政家にとり必要なるが故である。國債利子に免稅する事は其れ自身頗る不合理の事であつて、所得稅課稅の此の廣き治外法權を撤去する事は何人も異論の無き所である、而も此の理論上當然の要求であつても直ちに之を實行する段になると難關に逢着するのである。

第二に第二種所得及び法人よりの配當金を百パーセント第三種所得に綜合して課税する事は、理論上は異議のない所である。然し今日直ちに此の立法を實行する事となると、圓に神經的に恐怖心を抱き資本の海外逃避に努力せる人達の運動に一層油を注ぐ事となり、理外の理にて財界に嫌氣を起さしめる虞がある。各方面の努力により此の問題が折角解決せらるべき筈であつたのに、最近に至り實行の可能性が疑はれて來たのである。

斯の如く社會正義の原則を目標とする税制整理を行ふ事は今日の場合に於ては非常に困難となつてゐる。本來ならば、此の不況の際に増税するのであるから社會正義の原則を特に顧慮せねばならぬ筈であるのに、其れが出来難いのは残念である。特に寒心すべきは平價切下論であつて、論者の中には五割切下を平氣で唱へてゐる人がある。短期間の中に本位貨に五割の切下が行はるる事を想像せよ。社會正義の原則の税制整理を行つた所で、本位貨の荒療治に逢へば總べて水泡に歸するのである、否な新税制のみならず既存の税制も總べて破壊し盡されるのである。平價切下論の一掃は總べての方面に必要であるが、特に税制整理を促進する上に於て第一の前提をなすものである。

假りに社會正義の原則の税制整理を全く斷念し、専ら財政原則に基づき増税する事となると、軍縮剩餘財源による減税を一時中止するとか、所得税の免稅點を引下げるとか、間接消費税の新設又は増税に財源を求めるとかの各種の方法によらねばならぬ。社會正義の原則に基づく税制整理が財政原則の税制整理に脅されてゐるのが、我國現今の税制整理の遅々として進まざる所以で

ある。

第四、整理方針の確立

例年ならば、既に昭和七年度豫算案の詳細が明かとなり、従つて其れに織り込まれた税制整理案も完成してゐなければならぬ筈である。然るに行政整理及び財政整理が果して如何なる程度迄行はれるかが明瞭でなく、又滿洲事變により積極的に支出すべき経費が幾何に上るか、日貨排斥が我が財界に響き更に其れが租稅收入に及ぼす影響が果して如何なる數字を示すか、明確に算定せられてゐないのである。而も金輸出再禁止論と平價切下論とが財界を脅かし且つ財政に悪影響を及ぼさんとする憂慮すべき情勢も存してゐる。是れ財務當局が税制整理の方針を確立し難い所以である。

然し考へ方を變ずると、財務當局が我國現時の財界及び財政に關して有する確信如何が逆に時局を決定する事が出来るのである。即ち現時の我が國民が果して社會正義の原則による税制整理を要求してゐるか又は財政原則による税制整理を要求してゐるか、更に我が國民が今日以上の租稅負擔に耐え得るか否かの問題につき明瞭なる確信が出来てゐれば、此の確信が逆に目前に山積する幾多の問題に解決を與ふる資料となるのである。

率直に云へば財界不況の際には絶對的に増税を行はないのが余の希望である。然し赤字の處分が如何ともなし難く増税を餘儀なくせられる事があつても、かの財政原則のみあつて他の原則が

眼中に無きが如き税制整理を避け、事情の許す限りは社會正義の原則の要求を税制整理に加味すべきである。更に租税負擔の限度なるものは可なり相對的のものであつて心理的にも伸縮するものである。時局に對する國民の理解が充分であれば可なりの重税も喜んで之を忍び得べく、之に反し國民の理解し難きものであると少しの増税でも非常な苦痛を伴ふものである、然し國家非常の際に不自然に金の流出するのを見て「思惑にあらす投資なるが故に差支なし」と云ふ議論が平氣で行はれてゐるのを見ると、時局に對する國民の理解なるものも、決して樂觀を許さず慎重に考慮を廻らす必要が存してゐるのである。

要するに、租税制度が他の經濟政策及び財政政策の從屬的地位にある事のみを考へて、租税制度が他の政策を支配する必要ある事を忘れてゐては、徹底的の税制整理を行ふ事は全く不可能である。税制整理を總べての經濟政策及び財政政策の最後に置き去りにした所に、現時の財政政策の缺陷が存してゐるのである。過去は之を問はない、然し少なくとも將來に於ては租税政策に相當の敬意を拂ひ、或る程度までは租税政策をして他の政策を指導せしめねばならぬ。斯くして税制整理の重心を増税の目標より少しでも遠ざけ公平負擔主義の點に置く事が出来るのである。從屬的の租税政策を棄て、自主的の租税政策を樹立する點に、現時の税制整理問題の眼目が存してゐる。